

海区漁業調整委員候補者の選定基準（中立委員）

	評価項目	主な基準	採点	評価点	説明	
1	団体からの評価 (20点)	法人等団体からの推薦		20	中立委員は、他委員と比べ公募に関する要件が広いことから、自薦のみならず法人等団体からの推薦があった場合、第三者から評価を受けていると考えられるため評価する。ただし、法人の種類は問わない。	
		なし		0		
		小計	0	20		
2	候補者の居住地 (5点)	県内		5	中立委員は、他委員と比べ公募に関する要件が広いことから、定例的な委員会に確実な出席ができるよう県内に委員本人の居住地があることが好ましい。	
		県外		0		
		小計	0	5		
3	漁業以外の事項に関する見識度・精通度 (10点)	専門とする業務に関する職歴等				海区委員は、「漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者」のうちから任命する必要があることを考慮すると、漁業以外の事項について高い見識等を持つ者が好ましくそのものの専門分野の経験を評価する。
		6年以上		10		
		6年未満～3年		5		
		3年未満		0		
		小計	0	10		
4	漁業以外に関する識見を証するもの及びその他の評価項目 (25点)	(1) 弁護士、司法書士等の国家資格の有無		15	弁護士等の国家資格を有している場合、中立委員として、より専門的な助言を受けることが期待できることから評価・加点する。	
		(2) 漁業関係以外の知見(国・県・市等の委員等)		10	国や県、市等の委員等の経験がある場合、海区委員についても職務を適正に行うことができると考えられることから評価・加点する。	
		小計	0	25		
5	その他の評価項目 (30点)	(1) 女性		10	海区委員の任命に当たっては、海区委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないが、漁業者委員を含めた全体の委員構成においても女性委員は比率が少ないことから加点をすることで、偏りを正す。	
		(2) 60歳未満		10	海区委員の任命に当たっては、海区委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないが、中立委員も漁業者委員と同様に、60歳未満の候補者に加点をすることで、偏りを正す。	
		(3) 神奈川海区漁業調整委員歴あり		10	中立委員は、海区調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない必要があるが、旧漁業法に基づく公益委員等、海区委員の経験がある者は、職務を適切に行うことができると考えられることから加点する。	
		小計	0	30		
6	推薦理由・応募動機の明確度(10点)	個人、法人・団体等が推薦した理由、又は本人が応募した動機が明確で、説得力があるか		10	推薦理由、応募動機について客観性があり、海区委員としての使命を十分理解した上での推薦・応募となっているかを確認する。	
		小計	0	10		
点数			0	100		